

## 第23回総会議事録

<開催日> 令和7年6月6日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第82号～報告第108号

農地法第3条の3届出	14件
農地法第4条届出	1件
農地法第5条届出	12件

日程第3 報告第109号～報告第113号 農地の転用事実等に関する照会 5件

日程第4 報告第114号 農地法第18条第6項等通知 1件

日程第5 報告第115号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願 1件

日程第6 議案第44号～議案第47号 農地法第3条許可申請 4件

日程第7 議案第48号～議案第57号 農地法第5条許可申請 10件

日程第8 議案第58号～議案第59号 農地法第4条の規定による許可後の  
計画変更承認申請 2件

日程第9 議案第60号 木更津市農用地利用集積等促進計画  
(地域計画内一括)に対する意見について 1件

日程第10 議案第61号 木更津市農用地利用集積等促進計画  
(地域計画外一括)に対する意見について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 嶋野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 斎藤 洋一	18番 杉山 孝
以上 18人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之 係長 岡部 哲朗 主任主事 杉沢 謙太朗

〈午後2時30分開会〉

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

ただ今から、第23回総会を開催いたします。

本日の出席委員は16名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした 議案書記載のとおりです。

なお、議案の訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。

事務局

議案書の訂正について説明申し上げます。

初めに議事日程表をご覧ください。

日程第5「農地法第5条の規定による許可の取下願」とありますが、正しくは「農地法第5条の規定による許可申請の取下願」でございます。議案書12ページの表の上部についても同様でございますので訂正をお願いします。

続いて議案書13ページをご覧ください。

議案第47号の右から3列目賃借料として「200／年」と記載されておりますが、本件は所有権移転になりますので正しくは「200」でございます。訂正をお願いします。

続いて議案書14ページをご覧ください。

議案第48号の左から2列目「一時転用を伴う使用貸借権設定」とありますが、正しくは「一時転用を伴う地上権設定」でございます。訂正をお願いします。

以上でございます。

議長

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席7番村田正明委員と、議席14番宮沢伸子委員を指名いたします。書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。

次に、日程第2から第5まで、報告第82号から報告第115号まで3ページから12ページまでの34案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

日程第2 報告第82号から報告第108号までについて、まず農地法第3条の3の届出が14件ありますて、全て相続によるものです。

次に、農地法第4条の届出が1件ありますて、住宅建築用地への転用の届出でした。

次に、農地法第5条の届出が12件ありますて、そのうち11件が住宅関係、1件が住宅兼ドッグラン用地への転用の届出でした。

次に、日程第3 報告第109号から報告第113号までについて、農地の転用事実等に関する照会5件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。

次に、日程第4 報告第114号について、農地法第18条第6項等の通知1件ですが、農地法に係る解約でした。

次に、報告第115号の農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、説明いたします。

本件については、令和5年開催の第31回総会にて、許可相当の議決を得た案件でございます。

その後県の許可処分がされる前（令和5年3月10日）に申請者より取下げ申請があり、受理したので報告するものです。

なお、取下げ理由は議案書に記載のとおりであります。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第6 議案第44号から第47号まで13ページの農地法第3条許可申請4案件について、議題に供します。

初めに、議案第44号について、審議いたします。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第44号ですが、申請箇所は、3条位置図1の万石地先の農地です。農業経営の拡大をすることを目的に売買による所有権移転をするものです。以上でございます。
議長	続いて、地区担当委員の磯貝正一委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
磯貝正一委員	<p>議案第44号についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡大のため、申請がなされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約320日で、約30,838m<sup>2</sup>の農地を家族2人で耕作しております。</p> <p>農業機械はトラクター・管理機を所有し、田植え機、コンバイン等を借りており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから、当該法人は農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、本申請については適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p> <p>意見等が無いようですので、採決にうつります。</p> <p>なお、本案には、■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。</p>
	《 ■■委員 退席 》
	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>許可に賛成の方は、挙手願います。</p>
	〈 挙 手 〉
	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第44号は、許可と決定いたします。</p> <p>退席されております、■■委員には、お戻り願います。</p>
	《 ■■委員 着席 》
議長	<p>次に、議案第45号について、審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	議案第45号ですが、申請箇所は、3条位置図2の桜井地先の農地です。農業を開始するため売買による所有権移転をするものです。以上でございます。
議長	続いて、地区担当委員の鈴木康裕委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
鈴木康裕委員	議案第45号についてご説明いたします。

鈴木康裕委員

本案件について、提出された農業経営実施計画書をもとに、令和7年4月8日に事前審査会を開催いたしました。

計画では、栗および露地野菜を栽培する予定で、申請者のみで耕作する計画となっています。また、申請地に隣接する畠で地権者と一緒に耕作を行っていた実績があります。

農業機械については耕うん機、農用トラック等を所有しています。

申請者から確認した内容をもとに事前審査会で審査した結果、出席した会長、職務代理者、木更津・波岡地区の農業委員及び推進委員の多数が適当と判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、本申請については適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第45号は、許可と決定いたします。

次に、議案第46号について、審議いたします。

なお、議案第46号については日程第7議案第48号、14ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う地上権設定と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第3条議案第46号及び農地法第5条議案第48号について、関連案件のため一括で説明いたします。

申請箇所は、5条位置図1の畔戸地先の農地です。

本申請は前回許可した営農型太陽光発電の一時転用許可について3年の期間を満了することに伴う再申請となります。

申請地は、太陽光発電設備の下部農地に水稻が作付けされており、引き続き耕作する計画となっております。

初めに、農地法第3条議案第46号について、農地の上部に太陽光設備を設置することに伴う、区分地上権設定となっております。

次に、農地法第5条議案第48号について、実際に杭などが地表に触れる部分を転用するため、地上権の設定をするものです。

農地法第5条における立地基準について、農地区分については、農用地に該当しますが、今回は太陽光発電設備の下部で営農するための一時転用であり、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準について資金計画ですが、撤去費は約■■■■円となっております。

この費用については自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

その他については、本申請が既に許可された一時転用期間の更新であり、変更がないことから問題ないものと判断いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の石渡委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

石渡委員

議案第46号及び議案第48号について説明いたします。

本件は、太陽光パネルの下部で耕作を行いながら、売電事業を行う営農型太陽光発電の申請で、3年間の一時転用が満了したことによる再申請となります。

譲受人は農地法第3条及び第5条の申請共に同一法人であります。

初めに、議案第46号の農地法第3条許可申請についてですが、耕作している農地の地上部に太陽光が設置されていることから、区分地上権設定を行う申請となっています。

次に議案第48号の農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないか及び周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、既に設置されている営農型太陽光の期間延長であり、設置から現時点まで周辺の営農中の農地に影響がないため、問題はないと思われます。

以上のことから、農地法第3条及び第5条の許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第46号の農地法第3条許可申請並びに議案第48号の同法第5条許可申請について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

異議も無いようですので、採決いたします。

なお、議案第46号の農地法第3条許可申請については、議案第48号の同法第5条許可申請が許可された場合に許可するものとして、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 拳 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第48号は、許可相当として、知事に意見書を送付し、議案第46号は、議案第48号が許可された場合に許可することと決定いたします。

次に、議案第47号について、審議いたします。

なお、議案第47号については日程第7 議案第49号及び第50号、14ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う所有権移転並びに日程第8 議案第58号及び第59号、16ページの農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第3条議案第47号並びに農地法第5条議案第49号及び第50号並びに農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認議案第58号及び第59号について、関連案件のため一括で説明いたします。

申請箇所は、5条位置図2の江川地先の農地です。

本申請は前回許可した営農型太陽光発電の一時転用許可について事業を承継することによる再申請となります。

申請地は、太陽光発電設備の下部農地にブルーベリーが作付けされており、引き続き耕作する計画となっております。

初めに、農地法第3条議案第47号について、所有権移転をするものです。

次に、農地法第5条議案第49号及び第50号並びに同法第4条の許可後の計画変更承認申請議案第58号及び第59号について、実際に杭などが地表に触れる部分を転用するもの

事務局

です。

農地法第5条における立地基準について、農地区分については、第一種農地に該当しますが、今回は太陽光発電設備の下部で営農するための一時転用であり、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準について資金計画ですが、撤去費は両申請で合計約■■■■円となっております。

この費用については自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

その他については、本申請が既に許可された一時転用の事業承継であり、転用部分について変更がないことから問題ないものと判断いたしました。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地曳委員

初めに議案第47号についてご説明いたします。

本案件について、提出された農業経営実施計画書をもとに、令和7年3月6日に事前審査会を開催いたしました。

計画では、ブルーベリーを栽培する予定で、譲受人のみで耕作する計画となっています。

譲受人は君津市、富津市で水稻の栽培経験や実績があり、ブルーベリーを主体に耕作している方の助言を受けながら耕作すると伺っており、実現性が担保されていると出席した会長、職務代理者、岩根地区の農業委員及び推進委員の多数が適当と判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、本申請については適当であると判断いたしました。

続いて、第5条議案第49号及び第50号並びに農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請議案第58号及び第59号については、該当区域については既に太陽光発電施設が設置されており、当時の許可時点と変更箇所もありません。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第47号の農地法第3条許可申請並びに議案第49号及び第50号の同法第5条許可申請並びに議案第58号及び第59号の同法第4条の許可後の計画変更承認申請について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

異議も無いようですので、採決いたします。

なお、議案第47号の農地法第3条許可申請については、議案第49号及び第50号の同法第5条許可申請並びに議案第58号及び第59号の同法第4条の許可後の計画変更承認申請が許可された場合に許可するものとして、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

議長

よって、議案第49号及び第50号並びに議案第58号及び第59号は、許可相当として、知事に意見書を送付し、議案第47号は、議案第49号及び第50号並びに議案第58号及び第59号が許可された場合に許可することと決定いたします。

次に、日程第7 議案第51号から第57号まで、14ページから15ページまでの農地法第5条許可申請7案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、議案第51号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3牛込地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断し、例外的に許可できるものです。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和9年1月30日を完了予定としております。

次に、議案第52号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4久津間地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年8月末日を完了予定としております。

次に、議案第53号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5真里谷地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年9月末日を完了予定としております。

次に、議案第54号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5真里谷地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年9月末日を完了予定としております。

次に、議案第55号から第57号までですが、申請箇所は、転用位置図5-6下宮田地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

事務局

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、許可後2か月以内を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第51号について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

議案第51号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水については、各宅地及び新設道路内に雨水貯留施設を設け西側新設道路側溝へ放流します。また、汚水、雑排水については新設した浄化槽で処理したあと、雨水同様西側新設道路側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第52号について、地曳委員お願いします。

地曳委員

議案第52号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないので土砂等の流出は起きないと思われます。

農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。

周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。

農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、周辺に配慮して、使用するため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第53号について、村田委員お願いします。

村田委員

議案第53号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないので土砂等の流出は起きないと思われます。

村田委員

農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。  
申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、周辺に配慮して、使用するため問題ないと思われます。  
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。  
よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第54号について、宮沢委員お願ひします。

宮沢委員

議案第54号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。  
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないので土砂等の流出は起きないと思われます。  
農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。  
申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、周辺に配慮して、使用するため問題ないと思われます。  
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。  
よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第55号から第57号までについて、小倉委員お願ひします。

小倉委員

議案第55号から第57号までについて、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。  
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないので土砂等の流出は起きないと思われます。  
農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。  
申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。  
農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、周辺に配慮して、使用するため問題ないと思われます。  
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。  
よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひ

議長

します。

意見等も無いようですので、採決にうつります。

議案第51号から第57号までの7案件について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第51号から第57号までの7案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第60号、17ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画（地域計画内）案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第60号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年5月21日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から6までとなっております。

利用目的はすべてが水稻となっております。

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっております。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっております。

計画合計数は、利用権の設定が合計21筆で15,152平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地曳委員

計画番号1から6番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決いたします。

議長

なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第60号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

次に、日程第10 議案第61号、21ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第61号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年5月21日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から9までとなっております。

利用目的は計画1から計画5までが水稻、それ以外が露地野菜となっております。

設定する権利の種類は計画1及び2が賃借権、それ以外は使用賃借権となっております。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっております。

計画合計数は、利用権の設定が合計15筆で16,157平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、計画番号1番及び2番について、地曳委員お願いします。

地曳委員

計画番号1から2番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号3番から9番までについて、斎藤委員お願いします。

斎藤委員

計画番号3から9番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

齋藤委員

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田、畑で、水稻、露地野菜を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

それでは、採決いたします。

意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第61号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

これにて、本日の報告事項及び議案の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、第23回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時30分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年6月6日

議 長 \_\_\_\_\_ 杉山 孝

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 村田 正明

宮沢 伸子